# 平成２５年度福島県相双地域保健医療福祉協議会　議事録

１　日　　時　平成２５年１０月２５日（金）１３：３０～１５：３０
２　場　　所　南相馬合同庁舎南館　４０１会議室
３　出 席 者　委員１６名（代理出席含む。）
４　議　　事　福島県相双地域保健医療福祉推進計画（案）について
５　審議経過

| | |
|---|---|
| 司会<br>（総務企画課長） | 開会<br>配付資料の確認<br>初めて出席される委員の紹介<br>７番、南相馬市健康づくり課新妻課長<br>14番、双葉地方広域市町村圏組合吉田事務局長<br>15番、福島県相双地方振興局石本局長<br>16番、相双教育事務所佐川所長（米沢次長代理出席） |
| 門馬会長 | 前回から７ヶ月が経過。<br>震災のあの忌まわしい日から、まもなく、千日になろうというところ。県内の当地域を除く、他のところでは、順調に回復、復興が板についてきつつあるよう。<br>大変良いことであるが、私どもの住んでいる当地域は、土曜日、日曜日は小高のボランティアのところへ、御礼方々行っているが、小高を見ていただければ、まだまだという思いを見る度にしている。<br>そんな状況の中であるが、各委員の皆様方をはじめ、懸命に復興に向かっておられることは本当にありがたい次第である。<br>今日、お集まりをいただいた皆様方にご相談いただくことは、３月の会議の際に、いろいろと意見を頂戴したことなどを踏まえ、その後、お一人お一人から、訂正、疑問を御心証いただき、それに基づいて計画の骨子が今日皆様にお示しされている。<br>保健医療福祉の分野で、御活躍の皆様方に、このいただいた資料について、御討議を賜り、率直な御意見を頂戴し、より豊かな良いものにしてまいりたいので、会議の間、御協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただく。 |
| 司会 | 議事の前に、本日の会議について申し上げる。<br>当協議会は、相双地域の保健・医療・福祉施策等の推進のために各分野の代表の方々から広く意見を伺うために設置しているもので、運営に当たっての透明性、公正性、公平性の確保の観点から、本日の会議の審議内容については、後日、会議録として、当事務所のホームページに掲載させていただきたいと考えている。御了承願う。 |

| | |
|---|---|
| 議長 | 議題の１福島県相双地域保健医療福祉推進計画（案）について、事務局提案をお願いする。 |
| 総務企画部長 | ○資料１により計画（案）の概要を説明。<br>○資料２により計画（素案）に対する協議会委員の意見等とその対応について説明<br>○資料３により計画（素案）に対する本庁協議回答とその対応について抜粋して説明 |
| 議長 | 質問、御意見をお願いする。 |
| 三瓶委員 | 現状把握が古いのから近いものがあるが、基本的に現状把握をきちっとしておく必要がある。例えば、特老の数字でいうと、現実に、今、定数があってもほぼ入れないという状況があるにも関わらず、それを現状の数字にしている。３年後の目標数値が出ているが、３年後に本当に改善ができるのかという数字である。その辺はどのような考えなのかお聞きしたい。<br>それから、避難者に対して、いわき地区という表現が出ているが、いわき地区だけに避難しているのではない。その辺の考え方はどのようになっているのかお聞きしたい。<br>31ページの老人クラブの会員数は、なぜ22年度になっているのか、なぜ古い数値でなければならないのか、お聞きしたい。 |
| 議長 | 三瓶委員からの３点の質問について答えをお願いする。 |
| 健康福祉部長 | １点目の現状把握が古いというのは、具体的にどのページのことか。 |
| 三瓶委員 | 全ページである。数字は基本的に、比較をする前に、まとまっている数値があるところや調査の年度がそこに固まっているということがあるとは思うのだが、現状についてきちっと把握できているのか疑問であるということ。 |
| 健康福祉部長 | まず、３点目について、老人クラブの数値を22年度に設定しているのは、震災前の一番直近のものが22年度のもので、震災後の老人クラブの状況が、平成24年度で9,500人ほどに減少しているが、まず、目標を震災前の状況まで会員数を増やしていきたいということを考え、22年度に設定したところ。<br>それから、第１点目については、例えば、高齢者施設関係の場合、市町村の高齢者福祉計画、介護保険事業計画が24年度から26年度までの3年間の計画となっている。県の計画は、各市町村が目標としている数値 |

| | |
|---|---|
| | を全て積み上げたものになっており、計画づくりの段階で、担当者の方との会議、打ち合わせ等を密に行い、十分協議して決めている。 |
| 議長 | ２点目についても、健康福祉部長にお答えをお願いする。 |
| 健康福祉部長 | 次に、いわき市は、双葉郡に近接しているということ、避難している方が2万4千人を超えており、管外に避難した中では、いわき市がかなり規模が大きくなっている。いわき市の方でも、その受け入れ体制、施設サービス等限界に来ているというような状況もあり、県もいわき市と一緒になって、避難している方の支援に取り組む必要が強いところと考えている。一方で、いわき市以外に避難されている方に対しても、全国に広がっているが、特例法等を活用しながら、しっかりと対応している。 |
| 三瓶委員 | 飯館だって約6,000人全員避難している。これは小さいのか。 |
| 総務企画部長 | 計画で、いわきを特別とり上げているのは、いわきはそういう状況にあり、我々の事務所のいわき出張所というのをつくり、そこで対応しているからである。この計画自体が、相双管内、それから我々の事務所の仕事としての計画ということになるので、いわき出張所を含めたその活動の範囲ということで、特に、いわき地区について計画に盛り込んだもの。他の地域に避難された方について、何もやっていないとか、しないとかいうことではなく、そういった内容の計画になっているということについて、御理解願いたい。 |
| 三瓶委員 | 実際に、双葉地区の特別養護老人ホームが、再開をしたいということで動いているのはいわきであり、郡山の方で動いているものもあるが、それ以外だといわきを中心にいきたいということが多い。しかし、いわき市では、施設をつくるのはいいが、職員募集はしないでほしい、ビラはまかないでほしい、そういう状況になっている。その辺はどのように考えているか。 |
| 健康福祉部長 | その点については、いわき市から色々と県の方に要望が上がってきているところであり、いわき市からも双葉郡の町村からも、県が間に入って調整してほしいと、その調整機能を期待する要望が強く出ている。それを受け、県では、いわき市と双葉郡町村の福祉関係の施設整備とか、そういう協議の場には、県も出席し、一緒になって、調整、検討を、進めているところである。 |
| 三瓶委員 | 32ページで、県の計画は、市町村から上がった数値をそのまま並べているという話だが、26年度に1,326人という数をあげて大丈夫なのか。 |

それが目標値なのか。現実に、双葉地区の再開できていない６つの特養の定数は何人か。それ以外で医療も含めて大分避難していると思うが、目標数というのは現実を見るべきではないか。実際に、ベット数は全県で2,000名増やすといっている。それに対応する職員数はどうやって確保するのか。先ほど、職員数の確保についてはできるだけ増やすとあったが、具体策がないのではないか。例えば、我々は、専門のクラスを新設してほしいと要求している。しかし、それに対する具体策がない中で、今、働いている人を掘り起こすということができるのかもしれないが、本当に人を増やせるのか心配。具体的にどうやって増やしていくのか具体性がない。医者の数にしても、現在までいた数ではなくて、今いる数で考えていかなければ、これから何人必要なのという目標が出てこないのではないか。昔の数がこれだけいたということで、昔の数に戻すのは当たり前だが、計画なのだから現状認識をきちんとする必要がある。数字だけ見てしまうとこのくらいいると思ってしまう。その辺について、お聞きしたい。

所長

定数だけで考えているわけではなく、現実に稼働している実人数を把握した上で、定数を使わざるを得ないのかについて考えていくと、実際、人口が減っているのにどのくらいの定数が必要なのか、その定数があるのに必要なのかという話になり、非常に難しい問題になる。現状として定数のところは、許可病床数とか、許認可された入所者定数を使わさせていただき、当然人口は減っているので、まず一旦は、市町村の計画で、人口を戻そうという動きがある。これから、高齢者が増えてる部分で、各市町村の計画で上乗せをしている。表として示すととどうしても現状として認識していないように見えるというのも、ごもっともと思うが、どうしても定数で示さざるを得ないということを御理解いただきたい。

また、いわき地区だけをとり上げているのは、震災以降、保健福祉事務所においては、避難者の支援については、避難した先の保健福祉事務所で支援していくという役割を保健福祉部の中では申し合わせている。

いわき市については、一地区一中核市ということで、県の保健福祉事務所がないということもあり、いわき市の方から県の支援体制が見えないので整備していただきたいという流れがあって、いわき出張所ができたという経過がある。飯館村であれば、県北保健福祉事務所が窓口として、そこと当事務所とが連携しながら支援するという段取りをとっており、また、飯館村の職員の皆様とは、当事務所の職員が話をして、県北における要望があれば、一緒に考えるという形をとっている。そういう観点から、それを一つ一つ書くと、全県下全部書かなくてはならなくなるということにもなるので、今回は、それを十分踏まえた上で、計画に記載していることを御理解をいただきたい。現状については、もっと厳しい認識をもっている。休んでいるところもあり、それをどうするのか

いうことを、当然、承知した上で、議論しているつもりなので、よろしく御審議をお願いしたい。

三瓶委員　　一応、解った。他の意見をどうぞ。

議長　　三瓶委員のいうように、目標があれば、それに近づけようとする場合に、どうしたら良いか、人を増やすとか、いろいろあるが、もっと具体化した方法があるかとこういうこと。その辺、県当局に再度ご検討をお願いしたい。

例えば、出生率を上昇させるということになっているが、現実には、南相馬市の場合は、人口が4万6千人、7万1千から2万5千人も減っている状況である。しかも、お子さん方を生んで育てる方が多く減っている。そういった中で、上昇を目指すというのはなかなか容易ではないと思うが、その辺はどうか。

健康福祉部長　　これから８年間にわたって、施策を展開する上での計画なので、上昇を目指すというのは、我々復興に取り組む行政のスタンスとして重要なことと考えている。

議長　　他の委員の皆様の御意見・御質疑を頂戴したい。

石本委員　　福祉関係で２点ほど加筆をしていただけないか、意見を述べたい。

１つは、三瓶委員のお話に近いが、10ページのいわき市へ避難した管内住民への健康支援について、仮設住宅とか借り上げ住宅とかの健康状態の悪化への対応ということがメインになっているが､双葉郡の町村が､いわき市内に特養特区等をつくるということに対して、なかなか、いわき市との調整がうまくいかない状況にあって、先ほど事務局からも話があったように、県がいわき市と避難元自治体との間に入って、是非、調整をしてほしいという要請がすごいという状況があるので、10ページに入れることが適当か、８ページの福祉サービスの提供体制のところに入れるのが適当かということがあるが、県が間に入って、福祉施設の整備に関して調整役を果たすということについて、是非、記載していただきたい。

２点目は、８ページ(4)福祉サービスの提供体制の整備について、ここの施策の方向性のところで、一つは施設に対しては事業再開に対する支援と、もう一つが人材の育成確保となっているが、施設について、先日、飯館村に伺い、村長、副村長と話をしてきたが、飯舘村では、避難している中で、かなり要介護者が増えており、仮設住宅にも入れないような介護者が増えていて、元々、要介護者は、400人いたが今では580人になっており、今後、400人の倍になるのではないかということで、そ

の際の受け皿に対する不安をもっていた。事業再開だけで足りるのか、新たな施設が必要なのではないかということもあり、施設を整備するにあたっては、介護保険料の問題もあるので、町村の意見、計画等も踏まえた対応になるかと思うが、地元の方でそういったことを考えているのであれば、県においても、施設整備を支援するといったメッセージを発するような一文を入れていただければと思う。

議長

要望である。２点、事務局の方でお答えをお願いする。

総務企画部長

いわき市に関してであるが、避難元の自治体が、いわき市内に施設を整備するということは特殊な状況のために、いわき市との間で困難な状況が続いているということは我々も理解しているところである。我々としても、いわき市内にある施設の状況とか、避難元自治体における介護保険事業計画を踏まえて、仮設施設の整備について調整役を務める必要があると認識しており、その旨この計画に一項目加筆したいと思っている。記載場所としては、10ページだと合わないところもあるが、施設の整備の支援によって、いわき市へ避難した管内住民への健康支援の一助となるということもある。新しい項目をつくるのも難しいので、今のところそこに施策の方向性の一つとして加えさせていただきたいと考える。

もう一点の、８ページの飯館村の件での御意見についても、市町村が施設整備をするときは、３年に１回策定する介護保険事業計画に基づいて進めていくわけであるが、県としても、市町村の計画や管内の施設の整備の状況などを全体的に踏まえ、必要な施設は必要であるということもあるので、効率的に施設整備がなされるよう支援していかなければならないと考えており、その点も8ページの施策の方向性の中に一項目加えさせていただきたいと考えている。

西委員

私、昨日、小高の自分の実家に行ったところ、イノシシが非常に多発しており、その習性は解らないが、イノシシの糞が庭一杯に山に積み上がって、糞のにおいが非常にすごい。私は西部公民館の近くの浪江地区の境目のところに、自宅があるが、地域全体がそうだった。37ページの人と動物の調和ある共生と書いているが、こういった事情を是非御覧になっていただきたい。非常にイノシシが出没し、あちこちで穴が空けられてしまい、こういったところで病気になる可能性はないのかと、そういう心配があるとともに、ふるさとに帰りたくないという思いがした。これは保健医療の皆様の分野ではないのか。

もう一つ、32ページの介護職員初任者研修の修了者数、平成25年度からの新制度になり、私どもは、これに非常に助けられている。私どもは老人介護のケアをしている。要支援とか要介護１、２とか２次医療とい

われる人たちに、安い金額で支援に当たっているわけだが、その介護職員初任者研修は非常に有効だった。非常にありがたかった。職員も入ってきていただいた。現ヘルパー２級を所持している人たちが、今後たくさんの研修をしなくてはいけない現状にある。そういったところも兼ね併せて、この研修をしていただければありがたい。実務研修といわれるところだが、平成23年度まではそうではなかったが、27年度あたりから、必ず受講しなければならないようになっていくようだ。そのあたりをどうか御検討いただければありがたい。実際、仙台とかいろんなところに行って研修を受けてくるのが難しい。どうかよろしくお願いしたい。

生活衛生部長　　第１点目について、人と動物の調和ある共生という項目は、この部分はペットに関する項目で、ペットに関しては、犬、猫に関しての保護活動については今現在も継続中。イノシシとなると、野生動物であり、私どもの担当ではない。同じように、ネズミに関しては、衛生害獣等の対策として、県の食品生活衛生課の方で予算をとり、業界団体に委託をして、現在、生息調査をして、駆除のモデル事業をやっていくという手はずになっている。糞の対策に関しては、市町村の方でやっていだけるのかその辺ははっきりしないが、対策としては、ネズミの対策は進めていくということになっている。

健康福祉部長　　介護職員の方の研修制度は、今年度から新制度に移行している。これは、介護に携わる方のキャリア形成を進めるための制度の見直しと聞いている。
介護に携わる方のスキルアップというのが喫緊の課題となっており、そのためには研修制度はやはり不可欠なものと考えているので、御理解いただきたい。

西委員　　御理解というのは、自分の力でしなさいということか。

健康福祉部長　　介護の現場では、新たな課題が日々発生しており、それに対応するためには、研修を通じてスキルアップを図っていくことが必要になってくると考えている。

西委員　　解っている。そのために、初任者研修ができた。その次の研修、現ヘルパー２級をもっている人はもっと研修をしなくてはいけなくなるが、仙台とかそういうところに行って受けてこないとだめになっている。

健康福祉部長　　先ほどホームヘルパー２級の方のお話が出たが、私の記憶に間違いが無ければ、今、ホームヘルパー２級をもっている方は、この初任者研修は経過措置として免除されるのではないか。

| | |
|---|---|
| 西委員 | 初任者としてはそうであるが、もっとスキルアップするのには、実務研修を受けなければならない。 |
| 議長 | 仙台で受けなければならないということか。 |
| 三瓶委員 | ２級ヘルパーについては、今までは３年の実務経験で介護福祉士の受験ができ、しかし、今後、２級ヘルパーは、３年の実務経験だけでは、それなりの時間の研修を受けないと介護福祉士がとれませんという形になる。初級受けても同じ、要するに、今まで２級ヘルパーで働いていた人が、介護福祉士になりたい時に何とか支援していただけないかという意味である。 |
| 健康福祉部長 | 考えてまいりたい。<br>（※追記参照） |
| 議長 | イノシシの件、小高に入って御覧になった方はどなたもよくお解りと思うが、特に農村地帯、金房、福浦、あの辺りの状況は惨憺たるもの。このままで進めば、ふるさとが失われるのではないかと感じた。だが、今あったように、どうしようもないという答えなので、これはやはり自分の力で、若しくは、ボランティアの力にすがるしかないのかなと。ただ、ボランティアも最近だんだん減っている。かつて、１日数千人とか、万を超える場合があったが、今や土日に平均100人かそこらなので、これも非常に難しい気がする。 |
| 総務企画部長 | イノシシの件で、以前、自然保護課でイノシシに関する仕事をしていましたので、参考までにお話しさせていただく。<br>野生動物は、保健福祉事務所で所管しておらず、自然の動物なので、基本的には命を大切に守ろうということではあるが、こういう害獣については、適当に捕獲しないとだめだということで、これまでは狩猟される方が捕ってくれており、その他に、狩猟期間は冬だけなので、冬以外に出てくるイノシシについては、害獣ということで、役場が狩猟者にお願いして捕っていた。しかし、震災がおきてから、狩猟される方が山には入れなくなるとともに、大幅に減ってしまった。特にこの地区は、人が避難しており、全く人影がなくなったことから、野生動物が自由自在に動き回って、今、そういった状況になっているということは県庁の自然保護課の方でも十分理解している。今日、いただいた御意見につきましては、県庁にお伝えする。 |

議長

マンパワーが必要。マンパワーがないとどうにもならない問題なので、その辺も一つよろしくお願いしたい。

江本委員

10ページの福祉避難所。これは介護施設からの避難、それから、今回の震災では、耳が聞こえない、目が見えない、それから、精神的な障がいがある人達の避難が非常に厳しかったと聞いたが、これらの人達の避難所もここで想定されているのかどうかお尋ねしたい。それと、最終的には、何でも無かったはずだった人が、車もなく出かけられない、一人で取り残される人、そういった方の避難所も気になった。

38ページ、39ページに渡って、DMAT のことが書かれている。この DMAT は大変有効な動きをしていただいたというふうに私も聞いているが、これは厚生労働省にある DMAT だが、日本医師会でおやりになっている制度もある。ここでは DMAT だけが書かれているが、日本医師会でおやりになっているものはここに並列標記しておかなくても良いのかという疑問がある。

最後に、どこのページに書かれているとかいうことではないが、子ども達のこと。南相馬はそれなりに児童クラブ等があって、いいのかなと思うが、必ずしも100％ではないと思う。他の市町村も含めて、子ども達の放課後の過ごし方は、児童クラブとか色々あるが、ワークライフバランスとか働くお母さん、そういう人のための子ども達の場所ということで、皆さんは共通理解を持っていると思うが、そうではなくて、子ども達の遊びの権利を擁護するために、私は、放課後のこういう場所が必要だと長いこと思っている。なぜなら、おばあさんがいたり、お母さんが働かないと児童クラブで受け入れていただけない。児童館に行けない。そういう制度があるから。そういう子ども達の思いは、遊びたい。今、学校の事業の中で休み時間、休憩時間あってもなかなか遊べない。子ども達の遊びたい気持ちと、本来、根源的な欲求である子ども達の遊びを担保するのが、やはり子どもの権利擁護の一番かなと私は思っている。なので、お母さんが働く、そういう観点からではなく、子ども達のための場所というふうに、考えを切り替えていただきたいというのが切なる願い。そうなると、この仕掛けは別になっていくのかなと思う。どうぞよろしくお願いしたい。

そこにプラスして、今回は放射線のことで子ども達がなかなか外遊びできなくなった。それも加えて、子ども達の遊び場を主張する権利を、この地域が、いや、日本が認めてあげなくてはいけないのではないかなと、思っている。

この３点、福祉避難所、DMAT と子どもの権利擁護のための居場所ということで、ここに書くとかいうことではなくて、お答えいただければありがたい。

| | |
|---|---|
| 事務局 | まさに、福祉避難所は、耳の聞こえないとか、目の見えない方とか、高齢者などの方とか、そういった方のための避難先ということで確保されているものである。 |
| 江本委員 | 了解した。それは、広報、告知が大切だと思うので、市民誰でもがそのことが解り、そして誘ってやれるようなシステムが大事だと思う。その辺までよろしくお願いする。 |
| 議長 | 要望である。お聞きいただければと思う。２つめ、３つめをどうぞ。 |
| 副所長 | DMAT、JMAT について、宮城県の話を詳しく聞いたことがあるが、JMAT と DMAT と元々別な組織があり、日赤も別に活動していた経緯がある。今回の震災を契機として、一緒にやろうという話が進み、DMAT として整理しようと各県でもなされている。福島県も現在その体制について整理中で、救急医療のチームは、相双地域には実はなかった。南相馬市立総合病院でその体制をつくり、他の地域にも派遣できるように準備中である。その派遣制度に対して、福島県の中央と災害の現地を担当する相双保福のような場所で、派遣チームを調整するコーディネーターを任命する段取りになっている。計画の中に記載した内容はそういう現在進行形のものについて、県庁もこれでいいでしょうと了解した範囲なので、一応、それ以上のことは載らないと御理解いただきたい。 |
| 江本委員 | 了解した。 |
| 健康福祉部長 | ３点目、母親が働いているからということではなくて、子どもの権利として、児童クラブ等のあり方、考え方が必要ではないかという御指摘で、極めて重要な視点での御指摘かと思うが、制度そのものの基本的な考え方に関わることなので、国民全体の議論というのが必要になってくるかと思う。そういった議論を、我々としても高めていく努力はしなければならないかと考えている。 |
| 江本委員 | いつも、量的な、定量的な話になってしまいがちであるが、こういった定性的なところも踏まえて、計画が進行するのが良いと思うので、その辺、これからよろしくお願いしたい。 |
| 議長 | 要望をお聞きとりいただければと思う。 |
| 佐藤委員 | 先日、別な会合でお話させていただいた。新聞報道であるが、宮城県で、被災地特別枠ということで、国立医科大学の誘致という話があった。宮城県が非常に先行していて、他の追随を許さないというような状況の |

書き方だった。その中で、福島県は福島医大があるわけだが、そのほかに、国立大学がもう一つあっても良いのではないかと思っている。と言うのは、ここは、地震津波の被災だけでではなくて、原子力、放射能という大変な土地であり、そういった部分でも、福島県に、是非、国立大の医学部ができてもおかしくないと考えている。それと、その前回の会合には、介護職の方達も一緒におり、そういった方達の話も聞いて、やはり、この相馬の地に介護の専門学校、西さんがおっしゃっていたが、わざわざ仙台まで試験を受けに行かなければならないという状況はどう見たっておかしいと思うので、是非、この地に、この８年間の内に提案しながら、国、県に働きかける、そして各市町村の首長さんに働きかける。相馬市と南相馬市長、あるいは新地町長、飯館村長に働きかけ、是非、この地に、そういった施設を誘致していただきたい。

そうした場合、施設の方々の住まいの問題がある。住宅、アパートは満杯。土地の値上がりも、アパートの家賃の値上がりも大変なもの。ですから、それに向けても、県営住宅、当然、自治体の方で住宅をつくっていただくという形で、そういった受け入れ体制をつくりながら、学生のいる相馬地方というのを目指し、インフラ誘導していただきたい。学生さんがいると若々しくて、街に活気がある。そうした復興があれば、人の輪が集まれば、原子力の被害の払拭につながる。その頃は、希望的な観測であるが、福島第一原発の状況も相当改善されているのではないだろうかと、期待を込めている。できれば、要望であるが、是非よろしくお願いしたい。

議長　　宮城県が先行しているような形の医大の問題もある。是非、この地方に医療・福祉の養成機関のようなもの、全力を挙げて誘致に取り組んでもらいたいというような希望である。

所長　　管内の若い人たちで、医療・福祉の従事者が少ない。いない。補充ができない。ということになれば、当然、新たにつくり出さざるを得ない。学生をつくり出すというのは長期間にわたって安定的にできるかというと、なかなか難しく、今、そこよりはまず、現状で、困っているところの原状回復がまず先という状況にある。県庁の計画の部分でも難しいところがあるのかなとは思っているが、気持ちとしては私も同じような気持ちを持っているところであるが、なかなか８年間の間で現実のものになるかというと、当面は、一日も早く現状を回復したいというのが、今、私の気持ちである。

議長　　佐藤先生の考えは、そういうことと並行して、養成機関の方も御厚意をいただきたいということだと思うが。

| | |
|---|---|
| 江本委員 | 今、困っていることが優先という話をいただいた。だとしたら、この計画作っている合間にイノシシ退治した方が・・・、あんまり極論で申し訳ない。私は、この計画の中に、思い切って、今、佐藤委員さんからおっしゃっていただいたことを、あぶり出しても何でもいいが、そういった積極的なみんなの思いを書いていくと、それが、私は計画というのだと思う。 |
| 議長 | 江本委員さんのお考えは、結局、長期的な30年後を目標としていると先ほどお話しがあったが、それよりも、まず現実を見ていただきたいという要望ということか。 |
| 江本委員 | そうである。要望だけじゃなくて、今、佐藤委員さんがお話しした時に、私、拍手の準備していた。何人か拍手が起こった。委員の意向を踏まえてこれを仕上げていくという作業が､私はとても大事だと思うので､要望プラス､私の今日ここに座っている気持ちを述べさせていただいた。 |
| 三瓶委員 | 具体的に要望が出ている。相双地区である特別養護老人ホーム含む社会福祉４団体、５団体。具体的に、例えば、相馬での観光そういうこともあるが、そこに、介護の部分を増設をしていただきたい。それから、先ほど言った話はテクノアカデミーに、そのクラスを一つ増やしていただくだけでも改善する。具体的に出ていると思う。私は、県に要望したし、おそらく、法人は県若しくは相双の方に要望しているはず。その辺は、具体的にあってもいいのではないですかということ。<br>それから、イノシシは、交通事故の元になっている。飯館では道路を横断している。飯舘はあぶない。その辺も含めて、考えなければならない。おそらく、農林事務所の有害獣の問題なのかと思うが、交通事故の問題でもあるし、かなり大きな問題。よろしくお願いしたい。 |
| 議長 | イノシシ、かつては、うまい肉で、捕りたかった人がいたが、今、捕っても食えないから､ますます増えるという悪循環かと思うが､どうか。 |
| 総務企画部長 | この協議会を開いて、各委員の方々から御意見を伺って、それを計画の中に反映していくというのは当然のことである。この計画は、県の大きな計画の中の、相双地域という一つの地域を切り取った計画であり、まだ、そういった学校をつくっていくということが、地域全体としてオーソライズされているわけではないので、今回は、こういった貴重な意見を伺ったので､しっかりと議事録に残すとともに､本庁の方には伝え､こういった委員からの御意見が出て、だんだん、その要望が高まってくれば、当然、この計画というのは、８年間計画するだけではなくて見直していく。その中で、そういう気運が高まったり、全体的にそういった |

ものが必要だということになれば、掲載することもあるし、そういった形で、今回の計画の中に、すぐ盛り込むことは難しいと思っていおり、このような対応の仕方で、今回、御理解いただきたい。

議長　　三瓶さんに聞きたいと思ったが、今、管内で、具体的に養成機関を持ってこようという動きがあるのではないか。

三瓶委員　　そこまではいっていない。ただ、なんとかそういうところに併設をして欲しいという要望を出している。それは、県と地域の法人に話をしている状況。

やってくれる法人とかそういうところがない。ただ、法人独自に研修会を開くということはある。法人単独でできるようになったというものもある。今までは、法人２つぐらい集まらないとできなかった。ただ、学科その他の問題は我々だけではできない。要望はそういう意味でしている。

議長　　具体化はしてないけれども、地元ではなんとかマンパワーの確保のために、何かやりたいと、動いているようなので、よろしくお願いしたい。

樋口委員　　これから、この地域一体の人口が増えるというのはちょっと考えにくい状況にあると思うが、こういう計画を一つ一つ見直していって、この地域の人たちが幸せになれるようにつくっていただきたいと願っている。皆様方の協力が必要であると考えている。

一つ、医療の方でいいますと、ここにあるように、医師の数は増えているようにデータ上は出ている。それは、パートで手伝いに来てくれる先生方が入っているので、実際の数よりも、従事者の数が増えて、データ上は出ている。しかし、中にあるように常勤医の数が重要。

あと、私が、一番危惧しているのは開業している先生が減っているということ。私もあと10年経つと、70歳過ぎなので、医師をやってられるかと考えると、若い人が開業してくれないとこの地区の医療が成り立たない。病院だけではできない、ということを委員の皆様には解っていただきたいと、一言、付け加えさせていただきたい。

議長　　他にないか。無いようなので、これで打ち切りにさせていただく。事務局から提案をいただいた、相双地域保健医療福祉推進計画のよりよい前進を、是非、県の皆様方と私ども委員と、さらには、地域の人々と一体となって、進めていくことを強く期待し、願望して、今日の委員会を閉じることとしたいがいかがか。

委員一同　　異議なし。

| | |
|---|---|
| 議長 | 以上をもって本日の会議を閉じることとする。 |

（追記）

西委員からの意見について、会議終了後改めて確認した。

介護福祉士を目指す２級ヘルパー資格所持者等は、民間の各種講座を受講するために、わざわざ仙台まで足を運ばなければならない。このため、もっと身近なところで学ぶことができるようにして欲しい、というものであった。

なお、西委員が運営しているＮＰＯ法人には、介護福祉士を目指す２級ヘルパー資格所持者等は、５～６人いるとのこと。